

福祉避難所設置・運営マニュアル

益城町 令和2年2月改訂



～福祉避難所とは～

一般避難所で過ごすことが難しいと判断される人の
快適性の向上を目指し、施設と調整の後に開設可能となります。

*** 福祉避難所は、直接避難はできません。まずは一般避難所へ。**

フロー図

福祉避難所の活用手順.....	1
福祉避難所の活用手順.....	2

目 次

<hr/>	
■ 第1章 福祉避難所とは	
1 福祉避難所について	4
(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）	4
2 福祉避難所等を開設する災害	6
3 事前の周知・広報	7
<hr/>	
■ 第2章 災害時における福祉避難所の開設・運営	
1 開設までのフロー	8
(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）	8
2 福祉避難所等の開設	9
(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）	9
3 福祉避難所（社会福祉施設等）の運営	13
(1) 名簿の作成・管理	13
(2) 人員配置（人的支援要請）	13
(3) 受入れスペースの確保	14
(4) 食料及び物資の受取・提供・管理	14
(5) 緊急時対応	15
(6) 報告書（日報）の提出	16
4 緊急入所としての運営	16
5 費用の積算及び請求	17
(1) <福祉避難所等>の費用積算	17
(2) <福祉避難所等の請求手続き>	17
(3) <緊急入所>の費用積算と請求手続き	17
<hr/>	
■ 第3章 守秘義務設置運営訓練意見交換など	
1 守秘義務の遵守	18
2 福祉避難所等の設置運営に係る訓練等の推進	18
3 意見交換会等の開催	18
4 協定の解除	18
<hr/>	
《資料編》 ■ 熊本地震での課題とその対策	19
1 福祉避難所の周知・広報の未実施	19
2 専門性のある人員の不足	19
3 物資の供給・搬送体制の未整備	19
4 福祉避難所受入可能数の不足	19
Q & A	20
福祉避難所一覧	22

様式集

通し 番号	様式 号数	様式名	マニュアル 関連ページ
1	1	被災状況報告書	2,16
2	1-2	被災状況確認表	2
3	1-3	開設準備チェック項目一覧表	2
4	2-1	開設要請（承認）書	11,12
5	2-2	健康調査連名簿	2
6	2-3	健康相談票	2
7	2-4	要配慮者受入要請書	2,11,13
8	3	報告書（日報）	2,3,13,16,17
9	4	福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書	2,12,18
10	5	要配慮者・緊急入所者受入リスト	2,3,13,17
11	6-1	移送要請書	2,11
12	6-2	移送記録簿	2,11
13	7-1	物資等要望票	3,14
14	7-2	物資等避難所要望集計表	3,14
15	7-3	食料・物資等受払簿	3,14
16	8	福祉避難所等ボランティア依頼票	3,13,
17	9	福祉避難所等解消通知書	2,12
18	10-1	緊急入所利用者負担分の費用に関する申請書	3,17,18
19	10-2	緊急入所利用者負担分の費用に関する状況一覧	3,17,18

作成履歴（日付及び内容）

	日付	内容
1	平成25年3月	福祉避難所マニュアル作成
2	令和2年2月	第1回改訂 避難所設置要約図（住民&行政）など追加
3		
4		

はじめに

地震や風水害等の大規模な災害が発生した場合は、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、それまでの生活は困難となり、指定避難所等に避難されることが想定されています。

避難された方の中には、特別な配慮を必要とする方（要配慮者）については、指定避難所等での生活が困難な面が出てくることも予想されます。

このような方に配慮するために、益城町では、福祉避難所としての受け入れについて、高齢者福祉施設や障害者支援施設等のご協力をいただき、「災害時における福祉避難所等の設置運営に関する協定（以下、協定）」を締結しています。

また、災害時に要配慮者の方に適切な配慮が行えるように、運営等のルールを定めた「福祉避難所等の設置運営マニュアル（以下、マニュアル）」を平成26年3月に策定しています。

策定後の平成28年、熊本地震が起こり、協定とマニュアルをもとに協定締結施設等に福祉避難所を開設しました。しかし、いくつかの課題が生まれ、それらの対応を盛り込んだマニュアルの改訂が必要となりました。

その後、国及び他自治体での取り組みを参考にしながら、「福祉避難所等の設置運営マニュアル改訂検討会議」（本町関係各課及び社会福祉施設等の協定団体や社会福祉協議会で構成）での意見を踏まえて、改訂を進めてきました。制度の中身をより多くの方々にご理解・ご協力をいただき、迅速かつ的確な行動につなげていただきたいとの願いを込めています。

また、生まれた課題の中には、障がい児等の避難にも配慮するための「福祉子ども避難所」への動きもあり、これを具体化する必要があると認識しています。今後、このマニュアル等での対応を基本として、必要な施設等との協定を進めていこうと考えています。

われわれは、これからも復興・復旧に向けてさらなる前進を続けていかなければなりません。今回の改定が少しでも町民の方々のみなさまのお役に立てるよう願っているところです。そのためには、被災された経験や知識をもとに、普段の生活での準備や心構えを日ごろから確認していただき、災害が起こった際の困難を少しでも小さくしていけるような活動へのご理解とご協力をお願いします。

福祉避難所の活用手順

* 【】はマニュアル内のページ

町民のみなさん用

目次へ

- ① 災害発生 → ② 避難勧告・避難指示 【8】
- ↓
- ③ 避難（指定避難所等へ）【8】
- ↓
- ④ 一般避難スペース・要配慮者等スペースに避難 【8】
 - 要配慮者等のスペースを含め、スペースの割振り
- ↓
- ⑤ 保健師等による状況確認 【8、9、10】

（スクリーニング＝配慮判断、トリアージ＝負傷判断）

 - 要配慮者等スペースでの状況を把握 / ● 車中泊者の状況を把握
 - 要配慮者と施設等への受入要請
- ↓
- ⑥ 要配慮者の受入施設等の連絡 【11】
 - 施設受入れ及び移送の連絡（役場等から）
 - 連絡先：本人（又は家族等）、受入施設
- ↓
- ⑦ 移送＝福祉避難所（社会福祉施設）への移送 【11】
- ↓
- ⑧ 受入れ＝福祉避難所への受入れ 【11】
 - 名簿の作成及び管理

福祉避難所フロー図（①～⑧）

① 災害発生		
② 避難勧告・避難指示		
③ 退避（避難所へ）		
	一般退避者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者等避難者 ・ 直接避難 ・ 対象者とその家族、未就学児とその家族（指定避難所等への避難が可能な方を除く）
④ 避難所スペース確保	一般退避スペース	要配慮者等スペース
⑤ 保健師等が状況確認 （配慮程度＝スクリーニング、負傷程度＝トリアージ）	マニュアルに判定基準あり（P10） 屋外・車中泊の状況把握	要配慮者スペースの状況把握 要配慮者と施設等への受入要請
⑥ 要配慮者の受け入れ施設等の連絡		
⑦ 福祉避難所（社会福祉施設等）への移送		
⑧ 福祉避難所受入れ		

○福祉避難所とは？：大規模災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所です。協定締結により「高齢者福祉施設」等（別途施設一覧参照：益城町内9施設、その他7施設）に開設予定です。

福祉避難所の活用手順

* 【】 はマニュアル内のページ

行政用

目次へ

○福祉避難所とは？

- 災害救助法に基づき、要配慮者等の避難所として開設
- 福祉避難所（障がい・高齢者福祉施設）：町内9、熊本市7（2020年1月現在）

①災害発生

- 「災害救助法の適用」となった場合、福祉避難所等の開設 【11】

②福祉避難所等対象（協定）施設の施設被害状況と受入れ可能人数を把握

- 使用様式 【11】
 - ・被災状況報告書（様式1号）・施設状況確認表（様式1-2号）
 - ・開設準備チェック項目一覧表（様式1-3号）

③保健師等による要配慮者等へのスクリーニング・トリアージの実施

- 使用様式 【11】
 - ・健康調査連名簿（様式2-2号）・健康相談票（様式2-3号）
 - ・要配慮者受入要請書（様式2-4号）
- 被災者対応部「避難所班・保健医療班」での連携

④福祉避難所等の開設・受入れ要請及び直接避難者の受入れ

- 使用様式 【11】
 - ・開設要請（承諾）書（様式2-1号）
 - ・要配慮者受入要請書（様式2-4号）

⑤福祉避難所等への移送

- 使用様式※施設職員へ移送依頼する場合 【11】
 - ・移送要請書（様式6-1号）・移送記録簿（様式6-2号）

⑥福祉避難所などの運営

- 使用様式 【13=18】
 - ・要配慮者受入要請書（様式2-4号）
 - ・報告書（日報）（様式3号）
 - ・要配慮者、緊急入所者受入リスト（様式5号）

⑦福祉避難所等の統廃合と解消

- 使用様式 【12】
 - ・福祉避難所等解消通知書（様式9号）
 - ・福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）



その他運営等必要事項

◇ 1 食糧及び物資の受取・提供・管理

- 使用様式
 - ・ 物資等要望票（様式 7-1 号）、・ 物資等避難所要望集計表（様式 7-2 号）
 - ・ 食糧・物資等受払簿（様式 7-3 号）

◇ 2 人的支援要請（ボランティアの支援要請）

- 使用様式
 - ・ 福祉避難所等ボランティア依頼票（様式第 8 号）、・ 報告書（日報）（様式第 3 号）

◇ 3 特別養護老人ホーム等短期入所（ショートステイ）、
障がい者支援施設等の短期入所

- 使用様式
 - ・ 緊急入所利用者負担分の費用に関する申請書（様式 10-1 号）
 - ・ 緊急入所利用者負担分の費用に関する利用状況一覧（様式 10-2 号）
 - ・ 介護保険サービス利用料減免申請書（様式 10-3 号）
 - ・ 介護保険負担限度額認定申請書（様式 10-4 号）
 - ・ 介護給付費等利用者負担額減額申請書（様式 10-5 号）
 - ・ 緊急入所者受入リスト（様式 5 号）・ 報告書（日報）（様式 3 号）

（行政編）福祉避難所フロー図（①～⑦）

①災害発生		
避難勧告・避難指示		
②福祉避難所（協定）施設所に受入れ可能人数確認		
避難		
	一般退避者	要配慮者等避難者、直接避難者 その家族、未就学児とその家族 （指定避難所等避難可能な方を 除く）
避難時のスペース確保	一般退避スペース	要配慮者等スペース
③保健師等が状況確認 （配慮程度＝スクリーニ ング、負傷程度＝トリア ージ）		
	マニュアルに判定基準あり（P10）	
	屋外・車中泊の状況把握	要配慮者スペースの状況把握 要配慮者と施設等への受入要 請
④福祉避難所の開設・受け入れ要請（②の確認・受入了承後）		
⑤福祉避難所（社会福祉施設等）への移送		
⑥福祉避難所の運営		
⑦福祉避難所の統廃合と解消		

目次へ

■ 第1章 福祉避難所等とは

災害対策基本法に定める災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ要配慮者を滞在させることを想定した、指定避難所開設後に必要な場合に開設される二次的な避難所のことです。指定基準は下記のとおりです。

- 要配慮者の特性に応じ円滑な利用を確保するための措置が講じられている。
 - 災害時、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されている。
 - 災害時、主に要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されている。
- * 要配慮者＝高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人（その他：妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等）

（参考）避難行動要支援者＝要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者で、避難確保のため特に支援が必要な人。災害対策基本法による。

（参考）災害時要援護者＝平成25年6月の災害対策基本法改正により、要配慮者と、（要配慮者のうち）特に支援が必要な避難行動要支援者という表現に代わりました。

1 福祉避難所について

(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）

災害対策基本法に定める災害が発生し、救助適用された場合、必要に応じて事前協定を締結する社会福祉施設等に設置されます。要配慮者等を滞在させることを想定しています。

目次へ

項目	福祉避難所	緊急入所施設
対象者	要配慮者など↓ ①高齢者、②障がい者、 ③難病患者等、④乳幼児、⑤妊産婦、 ⑥災害時負傷者、⑦災害孤児等、 ⑧外国人、⑨地理に不案内な旅行者 等	要配慮者のうち ①特別養護老人ホーム ②障害者支援施設 などの 緊急入所・短期入所等による対応を必要とする身体状況の要配慮者等
根拠法令	①災害対策基本法 (昭和36年11月15日法律第223号) ②災害救助法 (昭和22年10月18日法律第118号)	①介護保険法 (平成9年12月17日法律第123号) ②介護保険条例 (平成12年3月22日条例第19号) ③障害者総合支援法 (平成17年11月7日法律第123号)
人員配置	生活相談員等を概ね10人に1人配置 *原則：専門知識・資格を有する人	法律の基準に基づき配置
面積基準	1人あたり、おおむね2～4㎡確保	法律の基準に基づき確保
費用負担	運営経費は、災害救助法に基づき国庫負担措置	通常の介護報酬請求・介護給付費請求
設備	対象者の身体状況に応じて提供：○簡易ベッド（ダンボールベッド）、 ○ポータブルトイレ、○間仕切りセット、○投光器 など	
	※あらかじめ協定した福祉避難所が不足する場合は、旅館、ホテル等の宿泊施設を借上げて実施することもあります。 ※福祉避難所等として協定している施設は別冊資料に掲載のとおりですが、今後、対象となる施設の拡充を図ります。	※人員配置基準及び面積基準について、災害時における国の通知による緩和措置がある場合は、その基準に従うこととします。 ※福祉避難所の対象区分等については5ページに記載しています。

目次へ

参考) 福祉避難所の対象者区分

	項目	施設	対象者	人員配置	面積基準	求償
大 ↑ 緊急性 ↓ 小	入院加療	医療機関	身体状況等の悪化により、入院加療（医療処置や治療）を要する要配慮者（*1）	基準による人員配置	基礎面積を確保	応急的な処置のみ災害救助法
	緊急入院施設（短期入所）	特別養護老人ホーム（入所） （緊急入所可能施設）	介護保険法や障害者総合支援法に基づく入所介護や療養等が必要な要配慮者→介護保険施設、障害者福祉施設へ	基準により生活相談員等を配置（*2）	基礎面積を確保（*2）	介護保険法 障害者総合支援法
	福祉避難所	特別養護老人ホーム または、ホテル、旅館等施設	専門性の高いサービスを必要とし、指定避難所等での避難生活では生活に支障を来たす、または困難な要配慮者（*1）	概ね10人に1人配置	2～4㎡/人	災害救助法
（ホテル、旅館等宿泊施設は、開設可能な福祉避難所数が不足する場合に新たに措置する場合があります）			（同上）ただし、家族による支援も可			
小 ↑ 対象者数 ↓ 多	指定避難所等	小・中学校、高校、大学の体育館等のほか公民館等の避難所 体育館の一部スペースや教室等を利用した福祉避難室	一般町民	避難所内で組織される避難所運営委員会	基準なし	

(*1) 要配慮者には、町で登録した災害時要援護者も含まれます。
 (*2) 人員配置や面積基準は、災害規模に応じ国の通知等で緩和される場合があります。

2 福祉避難所等を開設する災害

町内に地震及び風水害その他の災害が発生し、災害救助法の適用を受けた場合、指定避難所等への避難が困難な要配慮者を受入れてもらうため、協定する施設等に対し、福祉避難所等の開設を要請します。

「災害救助法の適用」については、災害による被害の程度が、災害救助法施行令に定める適用基準に達し、または達する見込みがある場合、県に対して災害救助法の適用を要請し、知事が市町村単位として適用を決定します。

【災害救助法適用施行令 益城町の場合】※全焼（壊）1、半焼1／2、床上浸水1／3換算

- ① 町内の60世帯以上の住家が滅失した場合
- ② 県内1,500世帯以上の住家が滅失し、町内30世帯以上の住家が滅失した場合
- ③ ・県内で7,000世帯以上の住家が滅失し、町内の被害世帯者数が多数である場合
・災害が隔絶地域に発生する等、災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、または救出に特殊な技術を必要とする場合であって、多数の世帯の柔化が滅失した場合
- ④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、または食品の給与や救出等に特殊な技術等を必要とする場合

○ 災害救助法施行令（抜粋）

（災害の程度）

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第一（第一条関係）	
市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
三〇、〇〇〇人以上 五〇、〇〇〇人未満	六〇
別表第二（第一条関係）	
都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上 二、〇〇〇、〇〇〇人未満	一、五〇〇
別表第三（第一条関係）	
市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
三〇、〇〇〇人以上 五〇、〇〇〇人未満	三〇
別表第四（第一条関係）	
都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一、〇〇〇、〇〇〇人以上 二、〇〇〇、〇〇〇人未満	七、〇〇〇

[目次へ](#)

3 事前の周知・広報

福祉避難所等の周知・広報については、「協定団体及び福祉避難所等となる施設一覧」を町のホームページに掲載しています。

これは、福祉避難所等に関する情報を広く住民に周知することで、災害時における福祉避難所等としての機能を発揮できるようにするためです。

なお、熊本地震での経験を踏まえ、さらに広く町民の皆様への周知を図る必要があります。

※福祉避難所等に関し周知・広報する内容

○ 福祉避難所（社会福祉施設等）について

・指定避難所等での生活が困難な要配慮者のための二次的避難所であり、受入の決定は町が行うので自己判断での避難はできません。

- ① 町の広報活動や震災対処実動訓練などを通して、平常時から広く町民に福祉避難所等についての周知を図るとともに、その役割や利用方法などの理解と協力を求めます。
- ② 特に、要配慮者と家族に対しては、町の広報活動のほか、民生委員・児童委員や保健師等の活動、支援団体による見守り活動を通して周知を図っていきます。

4 福祉避難所等の設置・運営訓練実施

○ 福祉避難所等の設置・運営訓練は、災害時を想定した関係者による実践訓練を行うとともに、自治会等の地域団体、民生委員児童委員、地元住民、また、障がい者団体等の協力による、要配慮者など多くの方々に参加を呼びかけ、災害発生から福祉避難所等の開設、運営までの具体的な手順について確認していく必要があります。

○ 訓練を通して、実施体制やマニュアル等を検証し、見直すことで、迅速かつ的確な福祉避難所等の設置・運営に役立てます。

また、要配慮者は様々な特性を有するため、その特性を理解するとともに福祉避難所等での接し方についても、研修を実施していく必要があります。

■ 第2章 災害時における福祉避難所等の開設・運営

1 開設までのフロー

(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）

◆ 福祉避難所の開設

災害発生の際、「益城町地域防災計画」に基づき、災害対策本部を設置します。

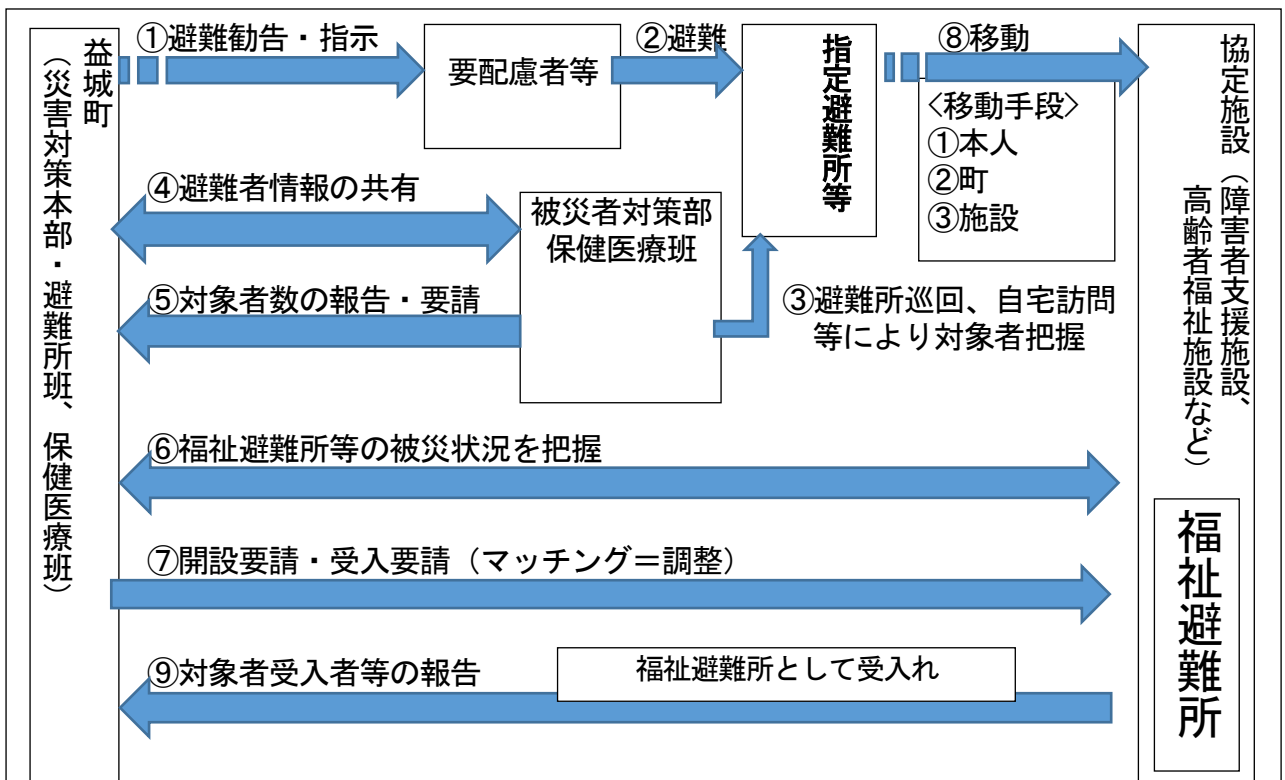
この中で保健医療班長は、保健師等に指示をし、発災初日から指定避難所等を巡回させ、避難者のうち、福祉避難所等による受入れを必要とする要配慮者（入所対象者）の把握を行います。

その情報が町災害対策本部の被災者対応部に集約され、避難所班長が開設の必要性を判断して、施設への開設要請を行います。

目次へ

福祉避難所開設までのフロー図（社会福祉施設等）

※ 福祉避難所は、災害救助法適用時に必要に応じ開設します。



※風水害等による災害では、明るいうちに避難できるように予防的避難指示を発令します。また、災害発生時は、避難指示等を待たずに指定避難所等へ自主避難されることもあります。

【フロー図の説明】

①②	・ 災害発生により被災された方は、それぞれの判断や町等からの避難勧告や避難指示を受け、指定避難所等（小学校体育館等）に避難
③④⑤	・ 保健福祉班長は、自宅や車中泊者を含め、指定避難所等で収集した情報や避難者名簿の要配慮事項により、福祉避難所等による受入れを必要とする要配慮者の状態の把握 ・ 保健医療班は、把握した情報を避難所班長と共有 → P9へつづく

【フロー図の説明】(つづき)	
⑥⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所班長は、各施設の被災状況を把握し福祉避難所の開設可否を確認 ・ 避難所班長は、保健福祉班長からの受入要請に応じ、協定施設等に福祉避難所を開設し、施設と要配慮者等の調整（マッチング）及び受入要請
⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所班長は、受入施設決定後、速やかに要配慮者本人やその家族等に連絡し、当該施設への移動の要請を行うので、要配慮者等は当該施設に移動
⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所を開設した施設では、要配慮者等の名簿を作成し、被災者対応部長へ報告

※福祉避難所を開設する災害は、益城町地域防災計画に定める大規模災害を想定。

※直接、福祉避難所となる社会福祉施設等へ避難された場合、その後に、専門職等が要配慮者の状態を確認し、福祉避難所等への入所を判断する予定です。

※また、一般の避難者に対しては、災害による危険が収まってから指定避難所等への移動をお願いすることになります。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所（社会福祉施設等）

目次へ

(ア) 施設の被災状況の確認・広報
 災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、福祉避難所となる各社会福祉施設等の被災状況や受入可能人数等について、避難所班長は施設管理者から報告を受けます。
 被災者対応部長は、福祉避難所となる各施設の状況を集約し、町ホームページでの公表やマスコミを通じて、新聞、テレビ、ラジオ等、あらゆる情報手段による広報により、最新の情報を町民のみなさまに提供する予定です。

(イ) スクリーニング
 保健医療班は、避難者からの相談や保健師等による指定避難所等の巡回などを通して、要配慮者の把握（スクリーニング）に努めます。また、スクリーニングにあたっては、次のページの表を参考に専門職等による実施を予定しています。
 その状況に応じ、災害発生後の限られた移送手段や限定的な福祉避難所数の中で、適切な避難所へ誘導するためには、ある程度の専門性が必要となります。
 しかし、災害発生直後はそのような専門性をもった人の確保は難しい場合があり、これまでも判断に迷うことがありました。
 最近の研究においては、特別な知識を必要とせずにスクリーニング（トリアージ）を行う判断基準が示されています（P10 国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」参考）。

(ウ) トリアージ
 前記の「スクリーニング」にて要配慮対象と思われる方について、P10 の手順により保健医療班長が判断することとします。
 なお、急変する場合があります。定期的に状態の把握に努め、指定避難所等の職員や家族、支援者とは連携をとるようにします。また、避難所等の現場では、専門職等が要配慮者等の状態の把握をし、必要な治療を要請することとします。

【スクリーニング（トリアージ）の基準例】

区分	判断基準／概要	避難・輸送先の例
① 治療が必要	・ 治療が必要、 ・ 酸素、・ 発熱、下痢、嘔吐	病院
② 日常生活に常時部分的、全面的に介助・見守りが必要	・ 食事、排泄、移動が一人でできない ・ 3歳以下とその親	福祉避難所
③ 日常生活に常時ではないが、一部介助や見守りが必要	・ 食事、排泄、移動の一部に ・ 産前・産後・授乳中 ・ 医療処置を行えない ・ 3歳以下とその親 ・ 精神疾患がある ・ 難病患者の増悪化を予防	福祉避難室 (指定避難所として設置される体育館等の一部スペース)
④ 自立	・ 歩行可能、健康、介助不要、家族介助あり	体育館など、仕切りのないスペース

(注) 「スクリーニング」= 多数の避難者について、必要な配慮の度合いを確認します。
「トリアージ」= 多数の負傷者について、必要な治療の優先順位を確認します。

【トリアージの基準例】

① 会話 日本語での 会話の可否	会話が	できる	②へ
		できない(意識なし)	病院
		成立しない(支離滅裂)	福祉避難室
② 出血 有無と程度	なし、または圧迫すれば止血可能		③へ
	圧迫しても止血できない		病院
③ 移動 搬送方法	単独での歩行が	できる	④へ
		できない	福祉避難所または福祉避難室
④ 表情	落ち着いた		⑤へ
	痛い、苦しい		病院または福祉避難室
	強い不安、パニック		福祉避難室
⑤ 見た目 01 付属物（白杖、 補聴器、酸素ポ ンベ）の有無	なし、避難用具のみ		⑥へ
	強い不安、パニック、 酸素ボンベ		病院または 福祉避難室
	白杖、補聴器等の福祉介護用品		福祉避難所または 福祉避難室
⑥ 見た目 02 年代（乳児か）	乳児以外		⑦へ
	乳児		福祉避難所か福祉避難室
⑦ 見た目 03 妊娠	妊娠以外		体育館等の一時避難所
	妊娠	強い張り、腹痛あり	病院
		張り痛みなし	福祉避難所または福祉避難室

①から⑦に該当があり、かつ福祉避難所等が設定されている場合⑧へ

⑧ 付き添い	付き添いがあり、 本人・付き添い者の希望あり	体育館等の一時避難所
	付き添いなし	福祉避難所等

* 国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」参考

* 福祉避難室は、指定避難所で要配慮者等のために設置される体育館の一部スペースや教室等

(エ) 開設要請 と受入要請

災害対策本部・避難所班長は、福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、施設の被害状況を確認し、施設に対し、福祉避難所の開設と要配慮者の受入を要請します。

使用様式：開設要請（承認）書（様式 2-1 号）／要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）

◆ **実施にあたっての留意点**

- 避難所班長は、保健医療班長の要請（要配慮者受入要請書（様式 2-4 号））を受け、施設の被害状況の確認結果を踏まえ、施設ごとの収容可能人数や受入体制等を勘案したうえで、受け入れ可能な施設と調整（マッチング）を実施します。
次に施設側の了解を得て、開設要請（承認）書（様式 2-1 号）及び要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）により、開設及び要配慮者の受入れを要請します。
- 要配慮者スペースが確保できない施設には、福祉避難所の開設要請は行いません。
なお、施設管理者等は、対象者以外の避難者に対しては、福祉避難所の主旨を説明のうえ、移動が可能となった時点で、指定避難所等への移動を促します。
その後、スペース確保が出来た時点で福祉避難所の開設を要請します。
- 町を介さずに、要配慮者等が直接、施設へ避難してきた場合の対応については、入所後に避難所班長の承認を受けていただきます。
この場合、必要に応じて保健医療班の保健師等の直接面談で状態を把握したうえで承認。この承認後は、避難所班長へ報告し、避難所班長から対象施設に対して、開設要請（承認）書（様式 2-1 号）及び要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）で要請します。

(オ) 要配慮者の受入（移送）

要配慮者の福祉避難所等への移送は、原則、当該要配慮者の家族または支援者により行います。ただし、家族または支援者による移送が困難な場合は、町が行います。なお、必要により、施設に対して移送の協力を要請します。

使用様式：移送要請書（様式 6-1 号）、移送記録簿（様式 6-2 号）

◆ **実施にあたっての留意点**

- 指定避難所等から施設への要配慮者の移送手段（支援）は、下記の順番で行い、②の町職員による移送は避難所班長が調整し、実施。移送を行った場合、避難所班から「指定避難所運営委員会」に報告します。

【移送手段優先順位】

	移送を行う人	理由及び留意点
①	家族か支援者	個々の配慮が必要な場合があり、トラブルを防止するため
②	町職員	原則、家族等に同乗してもらう
③	施設職員	

- 上記①、②が難しく、施設への移送要請（③）を行う場合は、施設に連絡のうえ、町からファクスなどで移送要請書（様式 6-1 号）を送付します。
- 施設が要請を受けて移送を行った場合は、移送記録簿（様式 6-2 号）を作成します。なお、移送の実費は、町に請求可能。また、福祉避難所等の統廃合（集約化）や解消の際の移送についても同様です。

(カ) 開設期間

災害救助法に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内です。ただし、災害状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、開設期間の延長が必要な場合は、町と施設が協議のうえ、適時、期間延長を行います。→P12へつづく

◆ 実施にあたっての留意点

- 開設期間は、原則、開設要請（承諾）書（様式2-1号）で町が要請した期間です。
- 開設延長が必要な場合の延長期間は、必要最小限度。通常の基準は7日以内です。
なお、開設期間が予測可能な場合や一定期間以上の開設が必要なことが明らかな場合は、国（県）と協議し、7日を超える期間で開設・延長期間が設定可能な場合があります。
- 開設延長は、事前に被害者対応部避難所班長と施設が協議を行い決定。この場合、文書での要請は後日の場合もあり。再延長も同様です。

(キ) 統廃合と解消

福祉避難所の入所者が減少してきた時期においては、施設としての本来の機能の回復に努めていくものとします。

なお、全ての要配慮者が退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解消いたします。

使用様式：福祉避難所等解消通知書（様式9号）

福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）

【施設避難所開設後の町の役割】

- ① 災害時入所者への生活再建に係る相談を行います。
- ② 各種支援制度への繋ぎを行います。
- ③ 福祉避難所の早期解消を行います。＝施設が早期に本来の目的である活動を再開するため

【入所者減少時の町の役割】

- 施設の規模、種類などを考慮し、要配慮者及びその家族に対して、理解と協力を求めるための十分な説明を行い、統廃合をはかります。
 - ① 要配慮者及び家族の健康状況の確認をします。
 - ② 希望施設との調整（マッチング）には施設の場所、規模、移送など優先順位の聴き取り（ヒアリング）を実施します。
 - ③ 移送手段の確認を行います。

【統廃合と解消の手続き】**◆ 実施にあたっての留意点**

- 町の動き
 - ① 公営住宅優先的入居や仮設住宅（みなし仮設含む）案内など住宅支援を行います。
 - ② 福祉避難所としての開設の解消を行った場合は、町は施設に対し、福祉避難所等解消通知書（様式9号）を交付します。
- 施設の動き
施設の原状回復に要する費用は、福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）をもって、実費を町へ請求します。



3 福祉避難所（社会福祉施設等）の運営

(1) 名簿の作成・管理

使用様式：要配慮者受入要請書（様式2-4号）、報告書（日報）（様式3号）
要配慮者等・緊急入所者受入リスト（様式5号）

施設管理者等は、福祉避難所として受入れた要配慮者等について、町から送付された要配慮者受入要請書（様式2-4号）に記載された情報について、本人または家族等から聴き取りをし、要配慮者等・緊急入所者受入リスト（様式5号）を作成します。

なお、退所等で変更が生じた場合、その他必要に応じて随時リストの更新を行います。

◆ **実施にあたっての留意点**

- 要配慮者等・緊急入所者受入リスト（様式5号）は、被災者対応部避難所班長からファクス等で施設へ送付された要配慮者受入要請書（様式2-4号）に記載された情報を基に、福祉避難所の設置運営を行うときに、早急に作成していただくものです。
- 要請書に記載されている個人情報（医療情報等）は、要配慮者本人等からの聴き取り調査等を行い確認したうえで要配慮者等・緊急入所者受入リスト（様式5号）に記入します。
- 日々の受入数及び入退所数等は、原則、報告書（日報）（様式3号）で町へ報告します。
- 入所者が退所する場合は、退所後に生活再建支援に必要な情報を連絡するため、可能な限り転出先を確認し記録します。

(2) 人員配置（人的支援要請）

使用様式：福祉避難所等ボランティア依頼票（様式8号）
報告書（日報）（様式3号）

概ね10人の要配慮者に対し1人の生活相談員等配置とある国の基準で人員配置するように努めます。また、適切な支援のため、生活相談員等はできるだけ看護師や介護福祉士等の専門職資格があることが望ましいとされますが、専任の必要はなく、施設職員の兼務が可能です。

◆ **実施にあたっての留意点**

資格等	役割
生活相談員	福祉避難所入所者の日常生活支援や相談業務。 関係機関との連絡調整等。 医療処置や治療、高度介護サービス等を必要とする場合は、入院加療や緊急入所（短期入所）により対応。
＊相談員は原則施設の既存職員による。24時間体制による夜間配置が必要なため、交代要員を含めた人員体制とします。 ＊施設での配置体制が難しい場合は、臨時的職員雇用やボランティアの活用も可。なお、臨時的雇用の実費については、町に請求可。	
施設管理者等	専門的な人材等（介護福祉士、看護師、保育士等）のほか、人員不足の場合に不足する職種及び人数、活動内容、希望する活動日時等を取りまとめ、福祉避難所等ボランティア依頼票（様式8号）により、社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）に、ファクス等で依頼。
社会福祉協議会	施設からの依頼により、人材確保に努め、ボランティアを派遣。派遣を受けた施設は、活動完了時に報告書（日報）（様式3号）の連絡欄に記載し、町へ報告。なお、要配慮者等の受入れを考慮し、ボランティア募集は介護福祉士、看護師、保育士等の有資格者確保に努力する。

○ また、平成28年の熊本地震では、厚生労働省通知に基づき、「社会福祉施設等応援職員派遣体制構築事業」（以下、マッチング事業）が県社会福祉協議会に事務局を設置して実施。全国で登録された介護職員等の福祉避難所への派遣が行われました。

今後、同制度の活用のために関係機関等との連携を深めていく必要があります。

(3) 受入れスペースの確保

国の基準によると、福祉避難所等は、要配慮者1人あたりの面積は概ね2～4㎡/人(畳2畳程度)を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保するよう努めるものとしています。併せて、日頃からできる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備に努めるものとします。

◆ 実施にあたっての留意点

- 空き室等の個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、そちらを優先します。
- 個室が確保できない場合は、地域交流スペースまたはデイサービスのスペース等を利用し、適切な広さの確保とプライバシーに配慮できるよう努めます。
- 要配慮者の中には、人や環境に慣れにくい方もおられます。一時的でも一人になれる場を確保できるように努めます。
- 授乳やオムツ替えが必要な産婦及び乳幼児に配慮したスペース確保に努めます。
- 福祉避難所等にかかる必要経費は、災害救助法に基づく費用負担の基準により実費弁償いたします。詳細は18ページを参照ください。

目次へ

(4) 食料及び物資の受取・提供・管理

使用様式：物資等要望票（様式7-1号）、物資等避難所要望集計表（様式7-2号）
食料・物資等受払簿（様式7-3号）

福祉避難所での要配慮者への食事等は、公平性を保ちつつ可能な限り対応できるようにします。食料・物資等は、避難者の人数や状態に応じて、必要な物資及び数量等を取りまとめ、物資等要望票（様式7-1号）により、被災者対応部避難所班に支援を求めることができます。（物資等避難所要望集計表（様式7-2号）また、食料・物資等の受入れを行った場合は、食料・物資等受払簿（様式7-3号）を作成し管理を行うこととします。

食料・物資は、各施設で一定量保管し、必要な場合には、次により調達することとします。

- ① 施設が流通市場から直接調達することとします。
- ② 福祉避難所代表施設を選定し、代表施設は物資の受入れ及び備蓄を行うこととします。また、代表施設から各福祉避難所への配送は、福祉避難所の協定団体加入施設、町社協や地域団体等のボランティアの協力が必要となります。
- ③ 食料・物資等の受入時は、食料・物資等受払簿（様式7-3号）を作成し管理を行うこととします。

◆ 実施にあたっての留意点

① 市場からの調達

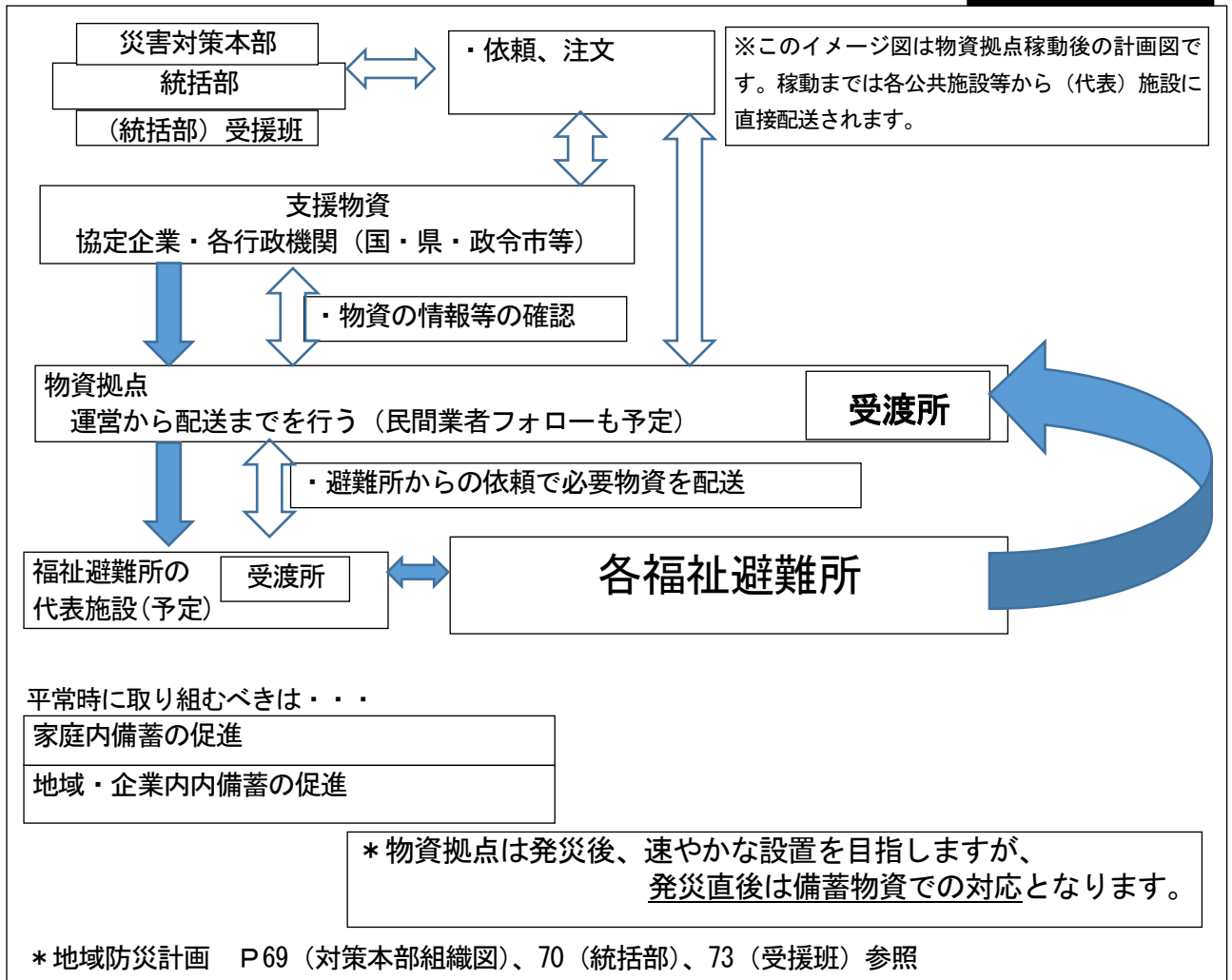
- 福祉避難所の避難者へ提供する食糧及び毛布、生活用品等の物資は、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、施設で食料・物資を購入又はリースする等の方法により調達します。
- 食事等の提供に要した主食、副食及び燃料、物資等の調達に要した実費は、町へ請求することができます。なお、食事の調理に要する人件費については、別途、運営に要した人件費として請求することになります。

【福祉避難所における入所者へ提供する物資（例）】

- ① 被服、寝具及び身の回り品：洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘、簡易ベッド等
 - ② 日用品：石けん、シャンプー、歯みがき、ティッシュペーパー等
 - ③ 衛生・救急用品：マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙オムツ、生理用品等
 - ④ その他：茶碗、皿、箸等の食器等
- ※ 生活するうえで必要な物資が対象です。
※ 物資拠点は発災後、速やかな設置を目指しますが、発災直後は備蓄物資での対応となります。

目次へ

物資供給体制イメージ図（物資拠点の稼働後）



※ 南海トラフ巨大地震では、長期に渡り輸送に深刻な影響が及ぶ恐れがあり、被害に遭わなかった地域でも物流のストップによる食料・水・その他の生活用品の不足が懸念されます。これを踏まえ、家庭や地域、企業に対して1週間以上の備蓄を推奨しています。

※ 福祉避難所の開設にあたっては、食糧や生活用品等の物資のほか、簡易ベッド等の物資が必要とされることから、災害時物資供給協定等による物資の確保を図ることとしています。

(5) 緊急時対応

福祉避難所に入所した要配慮者の方が、身体状況等の悪化により、医療処置、治療等が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送するなど適切な対応を図ります。

◆ 実施にあたっての留意点

- 入所者の身体状況等の悪化等により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、施設は速やかに被災者対応部避難所班へ連絡し、指示を受けるとともに、今後の対応について、町や身元引受人、関係機関と協議します。
- なお、緊急に医療処置等を要すると予測される場合は、医療機関の受診や救急車を要請するなど、施設の判断により対応し、その後、速やかに被災者対応部避難所班へ報告することとします。
- 施設内で入所者のトラブル等が発生した場合は、状況により被害者対応部 避難所班長又は警察へ直ちに連絡することとします。

(6) 報告書（日報）の提出

使用様式：被災状況報告書（様式1号）／報告書（日報）（様式3号）

施設管理者等は、要配慮者の受入れ状況等について、報告書（日報）（様式3号）により、日々、町へ報告します。

◆ 実施にあたっての留意点

- 毎日の要配慮者の受入れ状況等について、報告書（日報）（様式3号）により、被災者対応部避難所班長へ報告を行うこととします。なお、施設の状況に変動があった場合は、被災状況報告書（様式1号）により報告します。
- 報告は、ファクシミリ又は電子メールを使用し、町があらかじめ指定する時刻及び連絡先の番号に行うこととします。
- 日ごとの受入人数、福祉避難所の新規入所者（退所者）の氏名等を町へ報告することとします。特に、受入人数については、受入前または受入後に避難所班と調整した人数と整合性を図る必要があります。また、自宅等へ帰宅されるなど、退所者が発生した場合は、可能な限り転出先を確認し記録します。
- 災害の状況等により、ファクシミリ等による報告が困難な場合は、緊急を要する場合を除き、後日、まとめて町に報告することとします。

目次へ

4 緊急入所としての運営

使用様式：緊急入所利用者負担分の費用に関する申請書（様式10-1号）

緊急入所利用者負担分の費用に関する利用状況一覧（様式10-2号）

福祉避難所等での生活が困難な高齢者（要介護度が3以上を想定）または、障がい者（障害支援区分1以上）については、緊急入所として、特別養護老人ホーム等の短期入所（ショートステイ）または、障害者支援施設等の短期入所を活用するなど適切に対応します。

◆ 実施にあたっての留意点

- 町は、対象者の判断にあたっては、実際の身体の状態等を確認したうえで入所を決定します。
 - 緊急入所による入所者は、入所期間については、福祉避難所における開設期間（通常7日以内）と同様とします。
 - 社会福祉施設等は、特別養護老人ホーム等の短期入所（ショートステイ）又は、障害者支援施設等の短期入所に準じて対応（人員配置や面積の確保を含む）することとし、受入れに際し必要となる経費については、通常の介護報酬請求又は、介護給付費請求により行うものとします。
 - 報告書（日報）（様式3号）の作成及び報告等、介護保険法又は、障害者総合支援法の規定によるもの以外については、福祉避難所の設置運営に準じて取り扱います。
- * 災害時における国の特別対策等がある場合は、それに準じます。**

5 費用の積算及び請求

(1) <福祉避難所等>の費用積算

社会福祉施設等が、福祉避難所の設置運営のために要した費用および町の要請に基づき施設等が実施した事項に係る費用は、所要の実費を町が負担します。

◆ 実施にあたっての留意点

- 施設等が、福祉避難所等の設置運営のために、生活相談員等の配置に要した人件費、災害時の入所者に要した食費及びその他の費用については、町が負担します。
- 災害救助法に基づいての費用負担基準が示されています（次ページ参照）。これを目安としますが、絶対上限ではなく、災害の規模や被災者の状況により変動する場合があります。

目次へ

(2) <福祉避難所等の請求手続き>

使用様式：福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）

◆ 実施にあたっての留意点

- 町への費用の請求にあたっては、福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）を請求書と併せて提出します。なお、請求書の様式については特段の定めはありません。
- 福祉避難所等の開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式4号）をもって、町に対し費用の請求を行うことができます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、施設で揃えておく必要があります。（5年保存）なお、必要に応じて、町による精算監査を実施します。

(3) <緊急入所>の費用積算と請求手続き

使用様式：緊急入所による利用者負担分の費用に関する申請書（様式10-1号）
緊急入所による利用者負担分の費用に関する利用状況一覧（様式10-2号）

とします。ただし、介護サービス料等または介護給付費等の自己負担分については、介護保険制度または障害者総合支援法に係る減免等の仕組みを活用したうえで発生する分を町が負担します。

◆ 実施にあたっての留意点

- 緊急入所の運営に要した費用は、通常の介護保険法に基づく通常の介護報酬請求または、障害者総合支援法に基づく通常の介護給付費請求により、請求を行います。
- 緊急入所として受入れた施設は、利用者の自己負担分請求を、緊急入所による利用者負担分の費用に関する申請書（様式10-1号）に、緊急入所による利用者負担分の費用に関する利用状況一覧（様式10-2号）を添えて、各々の担当課へ提出します。
- 開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、町に対し費用の請求を行うことができます。
- 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、施設で揃えておく必要があります。（5年保存）なお、必要に応じて、町による精算監査を実施します。

*** 災害時における国の特別対策等がある場合は、それに準じます。**

◆ <参考「災害救助法による基準」>

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）

第2条 法第4条第1項第1号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする

1 避難所

(中略)

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

※ 福祉避難所での必要な経費としては、生活相談員配置経費、要配慮者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用、その他、日常生活に必要な消耗機材等の費用であり、食費については1人1日あたり1,130円以内とされます（災害救助法施行令第3条第1項により知事が定めます）。

■ 第3章 守秘義務 設置運営訓練 意見交換会など

1 守秘義務の遵守

- 福祉避難所等の設置運営にあたっては守秘義務が課せられ、入所者等の情報を他に漏らしてはなりません。これは、福祉避難所等を閉鎖した後も同様です。
- 福祉避難所等の入所者についての問合せ等の対応は、町が行いますので、疑義が生じた場合は、その都度、町へ連絡し指示を仰ぐこととします。

目次へ

2 福祉避難所等の設置運営に係る訓練等の推進

- 災害が発生した時、このマニュアルに基づき、福祉避難所等の設置運営が円滑に実施できるよう、地域の防災訓練等と併せて、平常時から災害時における震災対処実動訓練を実施しておくことが必要です。
- 訓練を通じたマニュアル及び協定等の検証を行い、より実情に応じた改善・充実を図るものとします。
- また、福祉避難所等の制度や災害時の行動を広く町民に理解していただくため、訓練に要配慮者を含む多くの、町民が参加してもらえよう働きかけることが重要です。

3 意見交換会等の開催

- 福祉避難所等の開設時や訓練実施時等、協定施設等とは適宜、設置運営における課題や動向などに関する情報を共有し、このマニュアルや協定書の見直しを行います。

4 協定の解除

- 協定の期間について特段の定めはありません。協定を解除しようとするときは、書面にて意思表示を行うこととします。

《資料編》 ■熊本地震での課題とその対策

目次へ

1 福祉避難所の周知・広報の未実施＝「事前の周知・広報」（P7）に記載

【課題となった内容】

- 指定避難所での生活が困難な要配慮者が、福祉避難所の利用方や存在を知らない。
- 一般の方が福祉避難所に避難され、要配慮者を受入れができなかった。

【対策】

- 指定避難所運営委員会への周知、町職員・福祉避難所該当施設関係者・社会福祉協議会等関係者への周知及び訓練の実施

【実施例】

- ホームページ、広報誌、防災情報等での発信、
- 協力団体（企業を含む）の職員研修、訓練
- 施設等職員への研修、震災対処実動訓練の実施

2 専門性のある人員の不足＝「人員配置（人的支援要請）」（P13）に記載

【課題となった内容】

- 多くの要配慮者が福祉避難所を必要としたが、元々専門性のある人材が充足してない中、専門性のある施設職員も被災しており、支援者となる専門性のある人員が不足した。

【対策】

- 災害時に対するボランティアの事前登録
- 熊本県社会福祉協議会が事務局として行う「マッチング事業」の活用
- 他県、他都市、周辺自治体との連携の強化

【実施例】

- 施設等に従事する専門職への働きかけ、○ 首長レベルでの災害時支援協力システムへの働きかけ、○ 県内自治体首長会との連携

3 物資の供給・搬送体制の未整備＝「食料及び物資の受取・提供・管理」（P14）に記載

【課題となった内容】

- 物資の供給・運搬体制が整備されるまで期間を要したため、開設した福祉避難所において、発災当初は水や食料・生活必要物資等が不足する施設が多数あった。

【対策】

- 町対策本部、各対策部、福祉避難所等施設、企業との連携・共有
- 搬送運搬車及び人材確保 / ○福祉避難所代表施設への搬送

【実施例】

- 連携体制の確認のための研修等の実施 ※発注、搬送までの手順
- 福祉避難所代表施設から各施設への搬送体制の確立
- 福祉避難所等施設の備蓄保管場所の確保 など

4 福祉避難所受入可能数の不足＝「施設の種類」に記載

【課題となった内容】

- 協定施設自体が被災して、建物損壊やライフライン途絶で約半数が機能しなかった。

【対策】

- 協定を締結する社会福祉施設協会等に福祉避難所開設施設の拡充を要請
- その他の施設等と個別の協定を締結

【実施例】

- 町内外の施設への協定締結予定 など

Q & A

目次へ

■ 福祉避難所等 Q&A ■

* 【】はマニュアル内のページ

Q 1) 福祉避難所等とは？【4】

A 1) 災害時に指定避難所等での生活が難しい方が避難できる二次的な避難所で、益城町と協定している社会福祉施設等となります。

※避難行動に関することは、Q 7)・A 7)～Q 9)・A 9)をご参照ください。

Q 2) どのような人が避難できるの？【4～5】

A 2) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方が避難対象者となります（本人への確認後の判断要）。このような配慮を要する方を「要配慮者」として支援します。

Q 3) どんな施設があるの？【4～5】

A 3) 「高齢者福祉施設」「障がい者福祉施設」があります。

Q 4) どこに、何施設あるの？

A 4) 現在、町内に9施設、町外に7施設あります。今後、対象となるすべての施設との協定を目指しています。

※施設数は変動します。「福祉避難所施設一覧」【23】を参照

Q 5) どんなときに福祉避難所等が開設されるの？【6～7】

A 5) 原則、町が災害救助法の適用を受けた場合に、必要性を判断し開設しますが、突発的かつ大規模な災害発生の際は、災害救助法の適用前であっても施設の被害状況等を確認した上で、可能な範囲で開設します。

Q 6) 大規模災害って、どのくらいの規模なの？【6～7】

A 6) 福祉避難所等を開設する災害は、災害救助法が適用された時となります。町での災害救助法適用基準を併せて掲載しています。

Q 7) 直接、施設に避難出来ないの？【8】

A 7) 原則、直接避難は出来ません。指定避難所等に避難された方の中で、要配慮者とされる方の状態や受入施設の被害状況を踏まえ、町が施設と要配慮者との調整（マッチング）を行い案内します。

Q 8) 高齢なので優先的に避難できないの？【8～9】

A 8) 治療が必要な方や日常生活に全面的な介助が必要な方、家族の介助である程度自立が出来る方など配慮者の状況を把握（スクリーニング）し、要配慮者のニーズ・状態に応じた優先順位の決定（トライアージ）後に福祉避難所等へ案内いたします。

Q 9) 福祉避難所等へはどうやって行くの？【11】

A 9) 原則、避難所への移送は家族又は支援者をお願いすることになります。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合は、町または施設などで移送を行うこととなります。

※家族以外で移送する際は、原則、家族等の同乗をお願いします。

Q10) 福祉避難所等はいつも開設しているの？【8～12】

A10) 町が災害救助法の適用を受けた場合において、必要性や協定する施設の被害の状況を判断して開設いたします。基本的には災害発生から7日以内とされおり、福祉避難所等となる施設が早期に本来目的の活動を再開できるよう早期解消に努めます。

ただし、災害の状況等により災害救助法の適用期間が延長されるなど、延長が必要な場合は町と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行います。

Q11) 指定避難所では対応できないの？【4～6】

A11) 指定避難所には要配慮者避難スペースや教室などを利用した福祉避難室等が確保されます。こちらは、配慮を必要とされる方が一時的に避難できるスペースとして活用できますが、個々の配慮が必要な方は福祉避難所等へ受入態勢が整い次第、移送することになります。

Q12) 直接避難の対象としていない要配慮者等や一般町民が福祉避難所等として協定している施設に一時避難したときはどうなるの？【8～9】

A12) 直接避難の対象としていない要配慮者等が、町の判断を受けずに避難された場合は一旦受け入れ、保健医療班の保健師等の巡回の際に、福祉避難所における受入の必要性について判断します。

Q13) 福祉避難所等で身体状況が悪化したときの対応は（緊急時対応）？【15から16】

A13) 福祉避難所等に入所した要配慮者の方が身体状況等の悪化により、医療処置、治療が必要と判断される場合は、医療機関へ速やかに移送するなど対応いたします。

Q14) 社会福祉施設等への緊急入所はできないの？【16】

A14) 緊急入所の対象者となる方は、福祉避難所での生活が困難であって、入所介護を要する概ね要介護度3以上の高齢者または入所支援を要する概ね障害支援区分1以上の障がい者を想定しています。この場合、介護保険法または障害者総合支援法に基づく入所であり、災害救助法の規定は適用されませんが、町では福祉避難所の開設期間と同様に入所期間を設けることとしています。



目次へ

福祉避難所一覧

2020年1月31日現在

名称	所在市町	地区	所在地	連絡先 (電話)	連絡先 (メール)	ネット上の関連情報	QRコード(住所など)	QRコード(地図)
1 高齢者向け住宅おいけ	益城町	飯野	小池2638-1	096-201-1101	sakoiu.oike@gmail.com	https://www.satsuki-jutaku.jp/search/detail.php?house_id=26440		1 
2 平成唯仁館	益城町	木山	宮園1139-1	096-286-0666	egawa.k@seiinkai-net.jp	http://seiinkai.sakura.ne.jp/heisaijinkan/		2 
3 ほっとふぁみりい	益城町	木山	宮園664-1	096-287-8311	akahoshi@hotmail.jp	https://www.hotfamily.jp/?utm_source=kid		3 
4 ひろやす荘	益城町	広安	安永1080	096-286-4192	worker@jikou-kai.com	http://www.iikou-kai.com/hirovasu		4 
5 花へんろ	益城町	広安	惣領1670	096-287-8706	hanahenro@iaa.itkeeper.ne.jp	http://www.hanahenro.jp/		5 
6 小規模多機能あんず	益城町	広安	馬水17-3	096-285-8140	anzu@pearl.ocn.ne.jp	http://kaizodb.com/iievousho/4392800126-730/		6 
7 特別養護老人ホームいこいの里	益城町	福田	福原1988-1	096-287-5666	ikinosato.8@kinko-kai.jp	https://kinko-kai.jp/		7 
8 一般社団法人ウエルビー通所介護事業所くらら	益城町	広安	古閑12-17	096-237-7361	dwellbe@celery.ocn.ne.jp	https://www.minnanokaigo.com/facility/000-841992443/		8 
9 障害者支援施設熊東園	益城町	広安	広崎786-1	096-286-2762	yutouen@mb.infobears.ne.jp	http://www2.infobears.ne.jp/yutouen/		9 
10 小規模多機能ホーム田原ふれあいの家	熊本市	北区	植木町鞍掛1791	096-274-0101	tabaruzaka-ainokai@able.ocn.ne.jp	http://kaizodb.com/iievousho/4390101106-730/job/		10 
11 ノットホーム	熊本市	中央区	黒髪5丁目23-1	096-343-0489	rwm@riddell-wright.com	http://www.riddell-wright.com/office/nott.php		11 
12 特別養護老人ホームシルバーピアさくら樹	熊本市	東区	佐土原3丁目12-26	096-365-5533	tokuyo@108kai.com	http://www.108kai.com/		12 
13 あかつき	熊本市	東区	戸島西2丁目4-50	096-369-5788	akatsukiso-nifty.com	https://shirakawa.ed.jp/group/grouplist/akatsukisou/		13 
14 盲養護老人ホーム熊本めぐみの園	熊本市	東区	小山町1781	096-380-7232	mezumi@k-nisseikai.jp	https://www.k-nisseikai.jp/mezumi/		14 
15 くまもと江津湖療育医療センター	熊本市	東区	画図町大字富575	096-370-0501	ezuko@ezuko.jp	http://www.ezuko.jp/		15 
16 ケアハウスわらべ苑	熊本市	東区	新南部2丁目1-35	096-384-0017	warabe@keiinkai.org	http://www.keiinkai.org/warabeen.html		16 